

春季休業中の生徒心得

1 生活全般

- (1) 生活のリズムを崩さず、体調管理に努めること。
- (2) 必ず連休中の学習計画をたて、家庭学習時間の確保に努めること。
- (3) 学習と部活動・プライベート等を両立し、有意義な日常生活を心がけること。
- (4) 常に取手二高生としての誇りを持ち、モラルある行動をとること。

2 生活面

新年度への準備期間として有意義に過ごすと共に高校生としての立場をしっかりと自覚し、周囲に流逝されず「善悪の判断」をしっかりして下さい。また、不審者等が多くなる時期でもありますので、警戒心を持って行動してください。

- (1) 外出の際には、奇抜な服装(過度な露出等)を避け、保護者に行き先・帰宅時間等を伝えること。
- (2) 不健全な行為(飲酒・喫煙等)は絶対にしないこと。
- (3) 高校生が出入禁止されている不健全な場所(居酒屋・パチンコ店等)への出入りは絶対にしないこと。
※警察の補導対象になる場合があります。
- (4) 夜間の外出や友人宅等への無断外泊はしないこと。
午後11時以降～午前4時までの外出は、警察の補導対象となります。
- (5) 不審者には十分注意すること。
- (6) 頭髪は染色・脱色・パーマ・奇抜な髪型等はしないこと。
※ 休業明けに身だしなみ等に問題がある場合には、指導します。
- (7) 危険ドラッグ等の薬物は絶対にしないこと。人生・命が危ぶまれます。
- (8) 万引きは金額の多寡に限らず、社会において許されない犯罪行為です。また、自分は盗まなくても関与した場合は同罪であるので、善悪をしっかり判断し行動すること。

※ 自分は良くても、人が嫌な思いをする・不快に思う言動は絶対にしないでください。

【「いじめ」に発展するような言動は絶対に慎むこと】

3 スマホおよびインターネットの使用について

- (1) 有害サイトへのアクセスや出会い系サイト等の利用は命に関わる可能性があるため絶対にしないこと。
- (2) 迷惑・いたずらメール等の送信や個人に対する誹謗中傷を書き込む犯罪的な行為は絶対にしないこと。(名誉毀損罪や脅迫罪等による処罰)
- (3) ネットやSNSへの個人・友人等の情報掲載(写真・名前等)は絶対にしないこと。
※ 事件の被害者や加害者になる場合がある。また、命に関わる場合もある。
- (4) 長時間にわたる使用は生活のリズムが崩れ、心身に悪影響を与えるため控えること。また、公共のマナー・ルールを遵守すること。
- (5) SNSやインターネット掲示板などで「〇〇するだけで高収入！」などと、甘い誘惑で犯罪の実行役を募集しているのが闇バイトです。「楽してお金が稼げるなら…」と安易に応募した結果、強盗や詐欺といった犯罪の実行犯になってしまい、逮捕された人が多くいます。闇バイトは絶対にダメ！手を出さないでください！

4 交通関係

- (1) 交通事故多発の時期であるため、交通マナー・法令を守り安全運転を心がけること。
※ 自転車の二人乗り・並列走行・無灯火は禁止。
- (2) 原付バイク(50cc)を乗るときは、必ずフルフェイスを着用すること。
- (3) 自動二輪の免許取得・運転・同乗は絶対に禁止です。
- (4) 家族以外(友人・先輩等)が運転する車への同乗は禁止です。
- (5) 無免許運転は絶対にしない。
- (6) 暴走族への加入・参加および見物は絶対にしない。
※ 携帯電話の使用・イヤフォン等の着用による歩行・走行は命に関わる可能性があるため絶対にしない。
※ 自転車に乗る際は、ヘルメットを着用してください。(大人も子供も 努力義務 になってます)

5 アルバイト

- (1) 学業第一の観点から、原則禁止です。 ※ 無断アルバイトは特別指導の対象となります。

6 その他

- (1) 交通事故や不審者には十分気をつけること。
- (2) 事故・事件が発生した場合は、直ちに学校・担任に連絡すること。
また、場合によっては 110・119 へ連絡してください。

学 校 0297-73-0049

■ 下記の項目について必ず確認してください。宜しくお願ひいたします。

※ 「学校HP〈在校生・保護者の皆様へ〉生徒指導部より」に掲載しています。

- ① 自殺予防に係る中学生・高校生・保護者等への文部科学大臣メッセージ／保護者・生徒対象
- ② SNS相談窓口／保護者・生徒対象
- ③ 警察からのおしらせ【県警察】／保護者・生徒対象
- ④ ネットには危険がいっぱい【警察庁・文科省】／保護者・生徒対象
- ⑤ 自転車の安全利用と自転車保険加入促進／保護者・生徒対象
- ⑥ いじめ対策基本方針【本校】／保護者・生徒対象
(学校HP→学校紹介 ○いじめ対策基本方針)